



国民健康保険の加入・脱退手続きについて

【他の健康保険を脱退して加入される場合】

持参していただくもの

①健康保険脱退(喪失)証明書
職した会社または加入していた
保険者「社会保険事務所など」か
ら交付を受けてください

②年金手帳(国民年金に変更される方のみ該当)

③年金証書(厚生年金・共済年金など、被用者年金を受給されている方のみ該当)

※世帯員が追加加入する場合は、国民健康保険被保険者証をご持参願います。

【他の健康保険に加入された場合】

持参していただくもの

①新しい健康保険証(加入年月日が記入されているもの)

※カード化されているものは、手続きされる方全員分のカードをご持参ください。

②石狩市国民健康保険被保険者証

なお、加入(脱退)手続は14日以内に行ってください。手続きが遅れますと不測の不利益が生じることがありますのでご注意ください。また、このほかに市

から交付されている医療受給者証がありましたら、併せてご持参願います。

取得・喪失の届出および石狩市国民健康保険税の納税は、世帯主がその義務を負っています。

問合せ 国民健康保険課

☎72・3123



防災

放火をなくそう

石狩市内で放火による火災は、平成8年から平成16年まで連続して火災原因のトップです。石狩消防署では、放火撲滅のためパトロールの強化・放置車両や不審車両の監視等により放火防止対策を強化していますが、左記のように放火されない環境づくりも大切です。市民の皆さんのご協力をお願いします。

【放火による火災の防止】

- ①家の周りは整理整頓し、燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ②物置や車庫には鍵をしっかり掛けましょう。
- ③家の周りは常に明るくしましょう。
- ④ゴミは決められた収集日の朝に出しましょう。
- ⑤ポストに郵便物をため込まない

いようにしましょう。

夜間無人となる事業所等は、必要に応じ照明器具の設置、敷地内への侵入を防ぐための囲い等の設置、進入防止センサーの設置、監視カメラの設置等の対策を講じましょう。

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165



定期普通救命講習会

大事な家族や友人が突然倒れたとき、その場に居合わせた皆さんの迅速な「119番通報」と「応急手当」が命を守る鍵になります。

石狩消防署では、毎月第3日曜に普通救命講習会を実施しています。皆さんで講習会に参加して「応急手当」の方法を覚えましょう。

【定期普通救命講習会】

日時 2月20日(日)9時~12時
場所 石狩消防署(花川北1-1)

受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

【その他の講習会】

グループ単位(10人程度)で受

講する場合の講師派遣、小児・乳児を対象にした救命手当、各種応急手当の講習会も受け付けています。

申込・問合せ 石狩消防署警備課 ☎74・7024



そのほか

農業センサス

農林水産省では、2月1日現在で「2005年農業センサス」を実施します。農業センサスは、農業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもろろん各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

1月下旬から調査員が農林業関係者を訪問しますので、調査票への記入をお願いします。記入された事項は、統計以外の目的には使用しません。

問合せ 情報管理課

☎72・3159

農業委員会委員 選挙人名簿の縦覧

1月1日現在、農業委員会委員選挙人名簿に登録された選挙人名簿の縦覧を行います。名簿に登録がないと、投票ができなくなりますのでご確認ください。

石狩市企業立地促進条例の制定について



【市の原案など】

昭和59年制定以来20年あまり経過している「石狩市工場等立地促進条例」が、企業ニーズとの乖離が生まれ、インセンティブとしての効果が低下していたことから廃止し、新たに石狩湾新港地域への企業誘致を目的とする助成内容を定める条例を制定します。

新条例の主な内容は、対象を石狩湾新港地域に立地する企業(雇用5人以上、土地を除く投下固定資産評価額5千万円以上)とし、対象企業には、固定資産・都市計画税を2年間課税免除します。

詳しくは、市ホームページ、担当窓口の資料をご覧ください。

【提出先・問合せ】

〒061-3292 花川北6条1丁目30-2 石狩市役所経済部企業誘致室
☎72-3158 ☎72-3540 ✉kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp

【提出方法】

氏名・連絡先を明記の上、文書持参、ファックス、Eメール、録音テープのいずれかで提出してください。意見はどなたでも提出できます。

【提出期間】

平成17年2月10日(木)必着
※意見の検討結果は2月下旬までに公表する予定です。



●選挙管理委員会事務局 senkyo@city.ishikari.hokkaido.jp
●情報管理課 jyouhou@city.ishikari.hokkaido.jp

●市民生活課 seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

市では、さまざまな分野の重要な政策について市民の方々のご意見を聴くため「審議会」を置いています。このうごきを見ると、市政の流れがわかります。ほとんどの審議会は公開されていますので、ぜひ一度傍聴においでください。

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板(あい・ボード)、市役所情報公開コーナー、石狩市ホームページ、北海道新聞地方版などで、そのつどお知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●12月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
17	第1回介護保険事業計画等作成委員会(介護保険課)	①石狩介護保険事業等について(諮問) ②介護サービス等意向調査について	公開	2
17	第1回市民参加制度調査審議会(企画調整課)	①平成15年度市民参加手続の実施・運用状況について(諮問)	公開	2
20	第1回芸術文化・スポーツ表彰選考委員会(社会教育課)	①芸術文化・スポーツ表彰被表彰者の選考について(諮問)	非公開	—
22	第3回社会福祉審議会(福祉総務課)	①「今後の高齢者施策のあり方」について(答申)の報告②福祉3計画(「地域福祉計画」「次世代育成支援計画」「障がい者計画)」について	公開	1
	石狩地区介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(12月中6回開催)	非公開	—

企画調整課 ☎72-3161

✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

市税等の納付相談のご案内

忘れていませんか?

平成16年度分の固定資産税・市道民税・軽自動車税等の納め忘れはありませんか。今一度お確かめください。

また、納付が遅れますと延滞金(年14.6%)がかかり、負担も大きくなります。

なお、納税等に誠意がみられない場合は、財産(不動産・給与・預貯金・生命保険等)の調査および差押を実施します。

平日(日中)に来庁できない方のために、毎月第4木曜と第4日曜を時間外の相談日として窓口を設けていますのでご利用ください。

2月の市税等納付相談日 2月24日(木)20:00まで
2月27日(日)10:00~15:00

市税等	
1階 市民部納税課	☎72-3118
国民健康保険税	
1階 市民部国民健康保険課	☎72-3123
上下水道使用料	
2階 水道部業務課	☎72-3133

各相談窓口

選挙人名簿の縦覧
3月1日現在で次に該当する方を選挙人名簿に登録します。
住所要件 平成16年12月1日までに石狩市に転入の届出があった方
年齢要件 昭和60年3月2日までに生まれた方
縦覧期間 3月3日(木)~7日(月)
縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局 ☎72・3146

選挙人名簿の縦覧

わが国固有の領土である北方四島(択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島)の早期返還は道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。私たち一人ひとりがこの問題を理解し、世論の輪を広げましょう。



問合せ 市民生活課 ☎72・3191

2月7日は北方領土の日

個人情報保護制度が4月1日から変更

●個人情報の開示請求内容によっては、その存在有無自体の回答さえも拒否する場合があります。
●自己の個人情報の開示請求があった場合に、「その個人情報存在するか否かを明らかにすることによって、不開示情報を開示することになるとき、その有無を答えない」という決定が可能になります。
●この「存否応答拒否権」は市が行行使するものです。
●自己の個人情報の不当な取り扱いの是正を市に請求する「利

用停止請求権」が追加されます。
●利用停止請求制度は、職員等における個人情報の適正な取得・利用・提供等の取り扱いの実効性を担保するもので、開示請求・訂正請求とともに一連の本人関与を構成する重要な要素であり、「誰でも自己の個人情報が職員等によって適法に収集されたものでないとき、その他適法に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の消去、利用の停止または提供の停止を請求できる」とします。
●誰もが自己に関する個人情報の利用停止請求を行うことができます。

●罰則規定の追加により、個人情報保護体制を強化します。
●職員・受託者・指定管理者(過去の職員または従業者を含む)が個人情報の取り扱いについて違反行為をしたときは、罰則が適用となります。
●偽りその他不正な手段等によって、個人情報の開示を受けた者に対し、過料が科せられることとなります。
●情報公開・個人情報保護審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、その委員に対し罰則が適用となります。

問合せ 情報管理課 ☎72・3159